

平成27年第17回 川島町教育委員会定例会

# 川 島 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年12月17日

川 島 町 教 育 委 員 会

平成27年第17回川島町教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成27年12月17日(木)午後1時30分から同2時30分
- 2 場 所 川島町コミュニティセンター2階談話室
- 3 出席者 中村正宏教育長、深谷邦彦教育長職務代理者、大野美寿代委員、  
+菊池建太委員、福島彰委員
- 4 欠席者 なし
- 5 執行部 副教育長兼教育総務課長、生涯学習課長、指導主事
- 6 会議日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 前回会議録の承認
  - 日程第 4 教育長報告
  - 日程第 5 (議案第78号) 川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて
  - 日程第 6 (議案第79号) 川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて
  - 日程第 7 (報告第29号) 川島町立幼稚園の廃園について
  - 日程第 8 (報告第30号) 平成28年度成人式について
  - 日程第 9 (報告第31号) 指定校変更の許可について
  - 日程第10 (報告第32号) 平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 7 議事の経過 別紙のとおり
- 8 傍聴人 無
- 9 書 記 教育総務課主幹 坪内嘉夫

【開会】

教 育 長 みなさん、こんにちは。

本日の出席委員は、4名全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。また、事務局からは副教育長兼教育総務課長、生涯学習課長等が出席しております。

ただ今から平成27年第17回教育委員会定例会を開催いたします。

【日程第1 会議録署名委員の指名】

教 育 長 会議録署名委員の指名につきまして、署名委員は、「福島」委員にお願いいたします。

【日程第2 会期の決定】

教 育 長 会期の決定ですが、本日限りとします。

【日程第3 前回会議録の承認】

教 育 長 平成27年第16回教育委員会定例会会議録の承認について、質疑がございましたら、挙手をお願いいたします。

教 育 長 何かございますか。

副教育長兼教育総務課長

11ページの下から2行目から、「埼玉りそな銀行から、銀行と役場で提携することにより、銀行の教育ローンの利子分だけ育英資金で負担する方法があるとの提案を受けています。」という文章がありますが、銀行に限らず、農協や信用金庫からも同様の提案がありますので、「金融機関から、役場と提携することにより、教育ローンの利子分だけ育英資金で負担する方法があるとの提案を受けています。」という表現に修正させていただきます。

教育長職務代理者

9ページの1行目から3行目です。副教育長の発言内容では、「学力向上推進委員会から2名の校長が出席することになっている。この後2名の校長から報告させていただきます。」となっています。この意味は、今後、定期的な報告をしていくということでしょうか。前回の定例会で、私は、学力向上事業の報告を定期的に行ってほしいと言いました。そのことを受けての発言でしょうか。

副教育長兼教育総務課長

この発言は、定期的に事業報告を行うという意味でなくて、学力向上推進委員会において検討された事業について、前回の定例会の中で、校長から報告させていただくという意味で言ったものです。

教育長職務代理者

四半期とか学期毎とか、定期的に学力向上推進委員会から事業報告がほしいと思います。前回の定例会で、そのように質問させていただいたと思います。

教 育 長

適宜、事業報告をさせていただきたいと思います。

副教育長兼教育総務課長

事業結果が見えてくるところでは、3学期が終わった段階になりますが、必要に応じて報告させていただくという旨、議事録に追加

させていただきます。

教 育 長  
大 野 委 員

他に何かございますか。  
10ページの下から4行目、「願いたい」の前に、「お」が抜けています。また、11ページの（蓮見校長、神山校長入場）とありますが、文意からすると、退場となるはずですが、

副教育長兼教育総務課長  
教 育 長

修正させていただきます。  
他に何かございますか。  
(意見なし)

教 育 長

特にご意見がないので、会議録を承認することといたします。

#### 【日程第4 教育長報告】

教 育 長  
教 育 長  
教 育 長

ここで、私から報告がございます。  
(報告)  
以上で、報告を終わります。

教 育 長

本日の議題の日程第9（報告第31号）、日程第10（報告第32号）につきましては、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、川島町教育委員会会議規則第12条第1項第4号の規定に基づき、当報告は非公開にすることを提案します。

教 育 長

報告第31号、報告第32号につきまして非公開にすることについて、ご異議はございませんか。  
(異議なし)

教 育 長

異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、(報告第31号)「指定校変更の許可について」、(報告第32号)「平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」は、非公開とします。

#### 【日程第5 議案第78号】

教 育 長  
副教育長兼教育総務課長  
教 育 長  
菊 池 委 員

議案第78号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」を議題とし、事務局から説明させていただきますが、当議案は、夏休み期間の変更や開校記念日を授業日に変更することなどを内容としており、保護者への影響や学校の年間授業計画の調整等もあることから、継続審議とすることも含めて、ご審議いただければと思います。

(説明)

ご質問、ご意見ありましたら、お願いします。

夏休みを短縮して3年経ったと思います。教室にエアコンが設置されたことがきっかけで始めたことですが、教育委員としても学校訪問などの際、エアコンを上手く活用して授業ができていないか聞いていました。活用できているという話もあれば、そうでもないという話も

あったと思います。検証の結果、夏休み期間を元に戻す必要があるならば、まずは、保護者の意見を聞いたほうがよいと思います。学力向上対策の一環として夏休みを元に戻す必要があるということを説明すれば、納得してもらえるとと思います。規則改正の議決は、1月の次回の定例会でも間に合いますよね。あと影響があるとすれば、給食ぐらいですよ。

副教育長兼教育総務課長 その辺のところは、問題ないと確認しております。あと影響があるとすれば、給食日数だと思います。

菊池委員 保護者、学校の意見を聞いた上で、継続審議にするのが良いと思います。

教育長職務代理者 保護者の理解をいただくことは大事だと思います。

福島委員 私も同感です。夏休みを短縮したことによる効果検証があって、その必要から元に戻すというのがポイントだと思います。このような経緯から、さらに学力向上のために行う措置だということを、提案理由に明記すべきだと思います。

副教育長兼教育総務課長 修正させていただきます。

教育長 ただ今、継続審議の提案がございました。継続審議とすることに対してご異議はございませんか。

(異議なし)

教育長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第78号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」は、継続審議とすることに決定いたしました。

#### 【日程第6 議案第79号】

教育長 議案第79号「川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」を議題とし、事務局から説明させていただきます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

教育長 事務局より説明がありましたが、議案第79号「川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

(質疑なし)

教育長 質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

教育長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第79号「川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第7（報告第29号）】

教 育 長 続きまして、報告第29号「川島町立幼稚園の廃止について」事務局から説明させていただきます。

副教育長兼教育総務課長 （説明）

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、特に質疑等は求めません。

福 島 委 員 質疑ではないのですが、教えてください。平成28年3月31日をもって川島幼稚園が廃園となり、その後、子育て・教育支援の拠点となるわけですが、学校施設ではない用途に変更となることから、変更に伴う事務処理、施設の維持管理など、どのようにしていくのですか。

副教育長兼教育総務課長 川島幼稚園の廃園に伴い、子育て・教育支援の拠点となることから、所管は平成28年度から子育て支援課に移ります。学童保育室、児童館、教育センターといった3つの機能を持つ施設とすべく、現在、子育て支援課では改修に伴う工事設計業務を進めており、28年度中に改修工事を予定しています。開設は29年度からの予定です。学校規模の適正化と併せ、この施設の機能を最大限に活かせるよう考えていきます。

【日程第8（報告第30号）】

教 育 長 続きまして、報告第30号「平成28年成人式について」事務局から説明させていただきます。

副教育長兼教育総務課長 （説明）

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、特に質疑等は求めません。

【日程第9（報告第31号）】

教 育 長 続きまして、報告第31号「指定校変更の許可について」事務局から説明させていただきます。

副教育長兼教育総務課長 （説明）

（非公開審議）

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、特に質疑等は求めません。

【日程第10（報告第32号）】

教 育 長 続きまして、報告第32号「平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」事務局から説明させていただきます。

副教育長兼教育総務課長 （説明）

（非公開審議）

教 育 長      この報告は、教育長への委任事項ですので、特に質疑等は求めません。

**【閉 会】**

教 育 長      これで報告が終わりました。以上を持ちまして、平成27年第17回教育委員会定例会を閉会いたします。  
(午後2時30分閉会)